

令和4年横審第16号

裁 決

警戒船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年2月21日18時59分

京浜港川崎第2区

2 船舶の要目

船種 船名 警戒船A

総トン数 16トン

全 長 14.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 330キロワット

3 事実の経過

Aは、平成4年11月に進水したFRP製警戒船で、船体中央部に操舵室、同室前方に連続して一段低い船室をそれぞれ配置し、操舵室左舷前部に舵輪、その右舷側にレーダー、前方に磁気コンパス、左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、警戒業務担当者（以下「警戒員」という。）1人を同乗させ、工事作業海域の警戒業務の目的で、船首0.9メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和4年2月21日11時05分京浜港川崎第1区所在の係留地を発し、千葉港千葉第4区の工事作業海域に向かった。

a受審人は、12時45分前示工事作業海域に至り、機関を中立運転にかけて漂泊し、GPSプロッターを魚群探知機として作動させて警戒業務を行った後、17時15分同業務を終えて帰途に就き、東京湾北部を西行し、平素に船首目標としていた川崎航路第2号灯標（以下、灯標及び灯浮標については「川崎航路」の冠称を省略する。）を見付けることができず、同灯標を探しながら東京湾西岸に沿って南下を始めたところ、周囲の地形から川崎航路南西方沖合に至ったことを知り、東扇島防波堤及び同航路東口法線に沿って北上し、第2号灯標手前に達したら左転して川崎航路の右側端に沿って航行する予定で、反転して北上を始めた。

ところで、川崎区は、京浜港中央部に位置し、北西部及び南東部をそれぞれ占める第1区及び第2区に分かれ、北東部に第1区から第2区に至る川崎航路が定められ、同航路南西方沖合に石油化学コンビナート関連の工場が立地する東扇島が、第2区側に位置する同島南東端から北東方へ約450メートル延びる東扇島波除堤が、北東端から南東方へ約600メートル延びる川崎航路南防波堤がそれぞれ築造され、

東扇島波除堤東端には毎4秒に1回緑色閃光を發する光達距離約5.5キロメートルの東扇島波除堤標識灯が、川崎航路南防波堤南東端に毎4秒に1回黄色閃光を發する光達距離約5.5キロメートルの南防波堤標識灯が、両標識灯の中間付近に毎4秒に1回黄色閃光を發する灯浮標3基が約50メートルの間隔でそれぞれ設置され、両防波堤が海図W67に表記され、Aに装備されたGPSプロッターの画面に表示することができた。

そして、a受審人は、平素、係留地と工事作業海域の往復には、川崎航路を航行していたので、東扇島波除堤及び川崎航路南防波堤並びに東扇島波除堤及び南防波堤両標識灯の存在を承知していたものの、両標識灯の灯質の詳細を把握していなかった。

a受審人は、警戒員を船室で休息させ、自らは操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、川崎東扇島防波堤東灯台（以下「防波堤東灯台」という。）、第1号灯標及び第3号灯浮標を視認し、18時51分少し過ぎ防波堤東灯台から204.5度（真方位、以下同じ。）810メートルの地点で、針路を055度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、東扇島防波堤北東端東方沖合に差し掛かったところ、川崎航路西口付近に東行中の船舶を認め、同船の進路を避けるつもりで、予定針路から同航路南側法線を横切って川崎航路に入り、同航路の左側端に沿って航行することに翻意し、東扇島波除堤及び南防波堤両標識灯を識別できなかったものの、18時55分少し前防波堤東灯台から121.5度460メートルの地点で、針路を東行中の船舶の船尾方に向く332度に転じた。

針路を転じたとき、a受審人は、東扇島波除堤が正船首1,040メートルのところとなり、その後同波除堤に向首接近する状況となった

が、防波堤東灯台、第1号灯標及び第3号灯浮標との距離を目測した印象から、このまま航行しても東扇島波除堤東方沖合を無難に航過できるものと思い、GPSプロッターを魚群探知機能から切り替えて同波除堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、東扇島波除堤に向首接近する状況で続航中、18時59分防波堤東灯台から351.5度680メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同波除堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、船首部外板に亀裂を伴う破口を生じ、後に廃船処理され、東扇島波除堤は、コンクリート部に修理を要しない擦過傷を生じ、a受審人が左下顎骨骨折及び下顎挫創を、警戒員が脳挫傷及び外傷性くも膜下出血等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、京浜港川崎第2区において、係留地に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、東扇島波除堤に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、京浜港川崎第2区において、係留地に向けて航行する場合、東扇島波除堤に向首接近することのないよう、GPSプロッターを魚群探知機能から切り替えて同波除堤との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、防波堤東灯台、第1号灯標及び第3号灯浮標との距離を目測した印象から、このまま航行しても東扇島波除堤東方沖合を無難に航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、

同波除堤に向首して接近する状況であることに気付かないまま進行して東扇島波除堤との衝突を招き、船体及び東扇島波除堤それぞれに損傷を生じさせ、警戒員を負傷させるとともに自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 0 月 4 日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁